

# 青森県報

号外第七十三号

平成十九年  
八月三十一日  
(金曜日)

## 目 次

### 公 告

ふるさとの森と川と海保全地域の指定の案の縦覧…………… (河川砂防課) …… 一

## 公 告

### ふるさとの森と川と海保全地域の指定の案の縦覧

青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例(平成十三年十二月青森県条例第七十一号)第六条第一項の規定によりふるさとの森と川と海保全地域(以下「保全地域」という。)を指定したいので、同条第三項の規定により、公告し、次のとおり保全地域の指定の案を縦覧に供する。

なお、当該保全地域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例施行規則(平成十四年三月青森県規則第四十三号)第四条に定めるところにより、知事に意見書を提出することができる。

平成十九年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保全地域の名称 高瀬川流域ふるさとの森と川と海保全地域
- 二 保全地域に含まれる土地の区域

#### 1 森林

- (一) 上北郡七戸町字東天間館国有林一四〇八林班の内、一四二〇林班の内、一四

- 二林班の内、一四二四林班の内、一四二五林班、一四二六林班、一四二九林班、一四二二林班、一四二三林班の内及び一四二四林班の内

- (二) 上北郡七戸町字中天間館国有林一四〇九林班の内、一四一一林班の内、一四一三林班の内、一四二八林班の内、一四三〇林班の内、一四三一林班、一四三二林班、一四三四林班の内、一四三五林班の内、一四三七林班の内、一四三八林班の内及び一四四一林班の内

- (三) 上北郡七戸町字南天間館国有林一四一七林班の内、一四一八林班、一四二〇林班の内、一四二二林班の内、一四三九林班の内、一四四〇林班の内、一四四二林班の内、一四四三林班の内、一四四四林班の内、一四四五林班の内、一四四六林班の内、一四四七林班の内及び一四四八林班

- (四) 上北郡七戸町字北天間館国有林一四二六林班の内、一四二七林班の内、一四二九林班の内、一四三三林班の内、一四三六林班の内、一四四九林班の内、一四五〇林班の内、一四五一林班、一四五二林班の内、一四五三林班の内及び一四五四林班の内

- (五) 上北郡七戸町字七戸深山国有林一五〇六林班の内、一五〇七林班の内、一五〇八林班の内、一五〇九林班の内、一五一〇林班の内、一五一一林班の内、一五一一林班の内、一五一一三林班、一五一一四林班の内、一五一一五林班の内、一五一一六林班の内、一五一一七林班の内、一五一八林班の内、一五一九林班の内、一五二〇林班の内、一五二二林班の内、一五二二林班、一五二三林班の内及び一五二六林班の内

- (六) 三沢市民有林一七林班の内
- (七) 上北郡七戸町民有林七二林班、七三林班、七四林班、七五林班、七六林班、七七林班、七八林班、八〇林班の内、八二林班の内、八三林班、八四林班、八九林班、九〇林班の内、一〇四林班、一〇五林班及び一〇九林班の内

- (八) 上北郡東北町民有林一七四の一林班の内
- (九) 上北郡六ヶ所村民有林四五林班の内及び四九の二林班の内
- (十) 上北郡七戸町字志茂川原一七八、二〇八、二二四、二三五、二四五、二四六、二四九、二五五、二五六、二六〇及び二六二の一

- (十一) 上北郡東北町字熊堂三の四並びに同郡同町字沼添左ノ平一の四及び一の八

#### 2 河川

- (一) 高瀬川(小川原湖及び七戸川を含む。)の区域のうち、長坂川との合流点か

ら海に至る場所

(二) 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの点を順次結ぶ線に囲まれた区域

ア 上北郡六ヶ所村大字平沼字道ノ下七九の南端を基点として、北東方向に二百五メートル進んだ延長線の地点

イ アから北東方向に三百六十八メートル進んだ延長線の地点

ウ イから北西方向に五百三十五メートル進んだ延長線の地点

エ エウから北東方向に二百九十五メートル進んだ延長線の地点

オ オエから西方向に百三十メートル進んだ延長線の地点

カ オから南西方向に三百八十八メートル進んだ延長線の地点

キ カから南西方向に三百八十五メートル進んだ延長線の地点

(三) 市柳沼の区域

(四) 市柳川の区域のうち、市柳沼からの流出点から高瀬川への合流点までの区域

(五) 田面木沼の区域

(六) 前川の区域のうち、田面木沼からの流出点から高瀬川への合流点までの区域

(七) 高瀬川放水路の区域のうち、高瀬川からの分派点から海に至る場所

(八) 三沢市大字三沢字庭構地内にある仏沼幹線水路と農道仏沼一号线との交点を起点とし、同所から同農道を南東に進み農道仏沼四号線の交点に至り、同所から農道仏沼四号線を北東に進み同農道分岐点に至り、同所から北西に進み仏沼幹線水路との交点に至り、同所から同用水路を北東に進み同用水路北端に至り、同所から同用水路を南東に進み同用水路東端に至り、同所から同用水路を南西に進み同用水路南端に至り、同所から同用水路を北西に進み農道仏沼一号线との交点に至り、同所から同農道を北東に進み起点に至る線により囲まれた区域

(九) 内沼の区域

(十) 小田内沼の区域

(十一) 姉沼川（姉沼を含む。）の区域のうち、上北郡六戸町大字犬落瀬字内金矢地先から高瀬川への合流点までの区域

(十二) 古間木川の区域のうち、上北郡六戸町大字犬落瀬字堀切沢地先から姉沼川への合流点までの区域

(十三) 砂土路川の区域のうち、五十貫田川との合流点から高瀬川への合流点までの区域

(十四) 花切川の区域のうち、上北郡東北町大字上野字北谷地地先から高瀬川への

合流点までの区域

(十五) 土場川の区域のうち、岩渡沢との合流点から高瀬川への合流点までの区域

(十六) 赤川の区域のうち、袖ノ沢との合流点から高瀬川への合流点までの区域

(十七) 坪川の区域のうち、上北郡七戸町字中天間館国有林一四三〇林班ろ一小班地先から高瀬川への合流点までの区域

(十八) 中野川の区域のうち、木戸沢との合流点から坪川への合流点までの区域

(十九) 小坪川の区域のうち、上北郡七戸町字東天間館国有林一四二二林班ろ一小班地先から坪川への合流点までの区域

(二十) 作田川の区域のうち、松ヶ沢との合流点から高瀬川への合流点までの区域

(二十一) 大作沢川の区域のうち、北ノ又沢との合流点から作田川への合流点までの区域

の区域

3 海岸

(一) むつ小川原港海岸

(1) 上北郡六ヶ所村大字鷹架及び同郡同村大字平沼字道ノ下国有林一一三四林班及び一一三五林班の内

(2) 上北郡六ヶ所村大字鷹架字道ノ下一〇三二、一〇三三、一〇三三の一、一〇三三の三、一〇三三の五、一〇四八、一〇六二、一一〇二及び一一〇三の一並びに同郡同村大字平沼字道ノ下八〇、八一及び八二

(3) 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアの点を順次結ぶ線に囲まれた陸地の区域。ただし、前記(一)むつ小川原港海岸(1)及び(2)の区域並びに上北郡六ヶ所村大字鷹架字道ノ下一〇三三の四、一〇五〇、一三八五及び一三八六並びに同字地先にある河川保全地域を除く。

ア 上北郡六ヶ所村大字平沼字道ノ下七九の北東端を基点として、南東方向に三百六十メートル進んだ延長線の地点

イ アから北東方向に二百四十五メートル進んだ延長線の地点

ウ イから北方向に千二百九十メートル進んだ延長線の地点

エ エ上北郡六ヶ所村大字鷹架字道ノ下一〇三三の五の南東端を基点として、南東方向に千百六十五メートル進んだ延長線の地点

オ オエの基点から東方向に七百七十メートル進んだ延長線の地点

カ エの基点

キ 上北郡六ヶ所村大字鷹架字道ノ下一二〇二と同字一〇三一の境界線の東端

ク 上北郡六ヶ所村大字平沼字道ノ下八〇と同字八一の境界線の西端

ケ アの基点から北方向に三百三十メートル進んだ延長線の地点  
天ヶ森海岸

(1) 三沢市大字天ヶ森字天ヶ森一三の七の南東端を基点として、東方向に二百三十五メートル進んだ延長線の地点

(2) (1)から東方向に二百六十五メートル進んだ延長線の地点

(3) (2)から北方向に千二百メートル進んだ延長線の地点

(4) (3)から北西方向に二百二十メートル進んだ延長線の地点

(三) 砂森海岸

(1) 三沢市大字三沢字濱通国有林一五五林班の内

(2) 三沢市大字三沢字浜通八九一、八九二の一及び一四三三五

(3) 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びアの点を順次結ぶ線に囲まれた陸地の区域。ただし、前記(三)砂森海岸(1)及び(2)の区域並びに三沢市大字三沢字浜通一四五の八〇の区域を除く。

ア 三沢市大字三沢字浜通八九一の南東端

イ アから東方向に二百五十メートル進んだ延長線の地点

ウ イから北方向に千八百メートル進んだ延長線の地点

エ 三沢市大字三沢字浜通八九二の一の北東端を基点として、東方向に四百九十メートル進んだ延長線の地点

オ エの基点

カ オから南方向に千百八十メートル進んだ延長線の地点

キ 三沢市大字三沢字濱通国有林一五五林班り小班と同市同大字字浜通八九一の境界線の東端を基点として、北東方向に六百メートル進んだ延長線の地点

ク キの基点

ケ クから南東方向に六十メートル進んだ延長線の地点

コ ケから南東方向に二百八十五メートル進んだ延長線の地点

三 縦覧期間

平成十九年八月三十一日から同年十月一日まで

四 縦覧場所

青森県土整備部河川砂防課、上北地域県民局地域整備部、十和田市役所、三沢市役所、七戸町役場、六戸町役場、東北町役場、六ヶ所村役場及びおいらせ町役場

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭